

中・四国アメリカ学会著作権ポリシー

中・四国アメリカ学会は、機関誌『中・四国アメリカ研究』(Chu-Shikoku American Studies)に掲載された論文の著作権を保持し、印刷媒体・電子媒体でこれを公開する権利を有するものとする。

論文著者は、「転載許可願」(別紙様式)により本学会から許諾を得て、掲載論文を印刷媒体あるいは電子媒体(個人の Web ページ、著者が属する機関等の Web ページ、研究資金助成機関の Web ページ等)に転載することができる。ただしその場合は、初出情報を明示すること、本学会サイトへのリンクを行うことを条件とする。

論文著者が掲載論文を電子媒体上に転載する場合、その形態は以下のうちのいずれかとする。

- (1) 冊子の当該論文部分または抜刷(いずれも紙媒体)をスキャンしたもの
- (2) 本学会サイトなどで公開されている電子ジャーナルの当該論文部分の電子ファイルをコピーしたもの

機関誌掲載論文の公開許諾のための申請書(「転載許可願」)は、本学会ウェブサイトからダウンロードしたものを用い、記入の上、本学会事務局あるいは編集事務宛に電子メールに添付して送付すること。